

静岡市 令和6年度 第1回 集団指導
(令和6年度 報酬改定説明会)

4. 障害者通所系

【対象サービス】

生活介護

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

就労移行支援・定着支援

就労継続支援 A 型・B 型

自立生活援助

1 地域生活支援拠点等の認定

【対象サービス】 生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型

地域生活支援拠点等であることの認定にあたり、事前協議が必要になりました。障害者支援推進課への体制届の提出前に、障害福祉企画課と事前協議を行ってください。

【対象となる加算等】

・障害福祉サービスの体験利用支援加算(連携調整者配置)

I:500 単位(初日から5日目) II:250 単位(6日目から 15 日目)

※上記に加え、地域生活支援拠点であれば+50 単位/日

・緊急時受入加算 100 単位/日(連携調整者配置)

【改定後】

- ①障害福祉企画課に、「地域生活支援拠点等の認定について」(協議書)及び運営規程を提出。
- ②障害福祉企画課から、申請者に「地域生活支援拠点等の機能に係る通知書」を送付。
- ③障害者支援推進課に体制届、地域生活支援拠点等の機能に係る通知書、事業所の運営規程を提出。(体制等状況一覧表の「地域生活支援拠点等」の項目を「2. 該当」とする。)

【改定前】

体制届の提出の際、事業所の運営規程に地域生活支援拠点等として担う機能を記載し、体制等状況一覧表の「地域生活支援拠点等」の項目を「2. 該当」とすることにより認定。

2 生活介護サービス費

【対象サービス】 生活介護

基本報酬の考え方が大幅に変更になりました。

【改定前】

利用者の障害支援区分及び利用定員に応じた報酬単価

【改定後】

利用者の障害支援区分、利用定員、所要時間に応じた報酬単価

※下記は留意事項の通知内容をまとめたものです。

- (1)所要時間は現に要した時間ではなく、個別支援計画の標準的な時間で送迎時間は含めません。
- (2)当日の道路や天候、利用者の心身状況などやむを得ない事情で所要時間が短くなった

場合は、個別支援計画に定めた時間を算定できます。

(3)送迎時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を標準的な時間とできます。

一度に複数人を送迎するとき、送迎時間が往復3時間以上となる場合は、同乗している利用者全員に対して、それぞれ1時間を標準的な時間にできます。

(4)医療的ケアスコア、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数 10 点以上の者、盲ろう者、重度の精神障害や身体障害者の障害特性によりサービス提供時間が6時間未満になる場合は、受入れ準備や翌日の申し送り事項の整理等に要した時間を1日2時間以内で標準的な時間とできます。※サービス利用計画に位置付けが必要です。

(5)送迎時の居宅内の介助等に要した時間は、1日1時間を標準的な時間とできます。

(6)実際の所要時間が、居宅において介護事業者の就業その他の理由により標準的な時間より長くなった場合は、実際に要した時間で算定して構いません。

3 食事提供体制加算（30単位/日）

【対象サービス】 生活介護、機能訓練、生活訓練※1、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型

※1 I:48 単位/日 II:30 単位/日

施設内での調理及び施設外調理の場合の基本的な考え方に変わりはありませんが、細かい条件が新設されました。

【改定前】

「(中略)食事の提供を行った場合に、(中略)1日につき所定単位数を加算する。」

【改定後】

「(中略)次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、(中略)1日につき所定単位数を加算する。」※下記は留意事項の通知内容を反映した条件です。

(1)施設の従業者として、または外部委託により管理栄養士又は栄養士が献立の監修をしていることが必要ですが、常勤・専従の必要はありません。外部委託の場合は、委託先で管理栄養士等が献立作成に関与するか、完成した献立の内容を確認した場合でも構いませんが、年に1回以上は献立の内容を確認してください。

令和6年9月 30 日までは、管理栄養士等が献立を確認しなくても算定可能です。

(2)食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していることが必要で、「完食」「全体の〇割」という大まかな記録で構いません。

(3)利用者ごとの体重又は BMI を概ね6月に1回記録し、身長が不明な場合は体重のみで構いません。また、利用者が体重を秘匿するときは、個別支援記録にその旨を記録すれば、体重を把握しなくても構いません。

4 重度障害者支援加算

【対象サービス】生活介護

重度障害者に対する手厚い支援体制が整えられていることに対する加算です。
強度行動障害者に対する受入れ拡大や支援の充実を図るため、加算の拡充がされました。

加算Ⅰについて(50 単位/日)

人員配置体制加算Ⅰまたは人員配置体制加算Ⅱ及び常勤看護職員等配置加算(看護職員を常勤換算で3人以上を配置しているものに限る)を算定し、さらに生活支援及び看護職員を配置している場合に、2人以上の重症心身障害者に介護等を行ったときに、すべての利用者に対し1日につき加算されます。

加算Ⅱについて(360 単位/日)

(1)生活支援員のうち20%以上の強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合

※個別支援を開始した日から 180 日以内は+500 単位/日

(2)(1)を満たしたうえで、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核的人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援計画を行った場合

(1)の 500 単位に加え 150 単位/日

※個別支援を開始した日から 180 日以内は(1)に加え+200 単位/日

加算Ⅲについて(180 単位/日)

(1)生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合

※個別支援を開始した日から 180 日以内は+400 単位

(2)(1)を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核的人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合

(1)に加え+150 単位/日

※個別支援を開始した日から 180 日以内は(1)に加え+200 単位/日

【生活支援員のうち 20 %以上の基礎研修修了者を配置の計算方法について】

○生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても人員として数えて構いません。

例:事業所の生活支援員人数 12 人の場合

$12 \text{ 人} \times 20\% = 2.4$

つまり3人以上が基礎研修を受講している必要があります。

【基礎研修者が休日のときの算定について】

実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修を受講していない支援員が個別支援を行うことで算定できます。

【初期加算(180 日以内)の注意】

○利用者1人につき、1度までの算定です。

○過去に重度障害者支援加算を算定していて退所した者が、再び同一事業所を利用する場合は算定できません。

○利用者が利用している日のみ加算されます。無条件に 180 日加算が算定されるものではありません。

【中核的人材とは】

強度行動障害者の特性の理解に基づき、環境調整やコミュニケーションの支援等について、支援従事者に対する適切な助言及び指導をする人材で、他事業所との兼務は可能、常勤・専従は問いません。

また、令和8年度までは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が実施する中核的人材養成研修を受ける必要があります。

5 高次脳機能障害者支援体制加算 41 単位/日

【対象サービス】 生活介護 就労継続支援 A・B 型 機能訓練 生活訓練 就労移行支援

高次脳機能障害の利用者が全体の利用者の 100 分の 30 以上、かつ高次脳機能支援者養成研修修了者を事業所に 50:1 以上配置している場合

なお、高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類に診断の記載があるか確認します。

- (1) 支給決定における医師の意見書
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書
- (3) 主治医の診断書

【対象者の確認方法】

- (1) については、本人の申し出による保有個人情報の提供にて対応が可能です。希望さ

れる場合、各区役所へご相談ください。

(2) については、本人申し出による保有個人情報の提供にて対応が可能です。希望される場合は、各区役所又はこころの健康センターへご相談ください。

(3) については、当該加算取得のために新たに診断書を取得するか、本人が保管している(1)、(2)に使用した意見書、診断書の写し。

(1)、(2)、(3)の要件は、事業所側が確認し、請求してください。

6 入浴支援加算 80 単位/日

【対象サービス】生活介護

医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者に対し、看護職員や看護職員から助言指導を受けた者が入浴を提供した場合に算定できる加算です。また、事業所の入浴設備ではなく他の事業所の入浴設備を利用する場合も算定できます。

※障害者支援施設が提供する生活介護においても、報酬算定できます。

【受給者証記載内容】

医療的ケアを必要とする者及び重症心身障害者の確認方法としては、受給者証特記事項欄に「重症心身障害者」、「医療的ケア者」という表示がされています。

※重症心身障害者：身体障害者手帳の肢体不自由1級又は2級及び療育手帳 A

※医療的ケア者：医療的ケア判定スコアが提出され、いずれかの医療行為が必要とされている者

7 サービス費区分(利用定員及び平均工賃月額により単位異なる)

【対象サービス】 就労継続支援 B 型

多様な利用者への対応を行う事業所において、更なる手厚い人員配置ができるように創設されました。

【改定前】 I 型 7.5:1 II 型 10:1

【改定後】 I 型 6:1 II 型 7.5:1 III 型 10:1

8 目標工賃達成指導員配置加算 (利用定員ごとで単位異なる)

【対象サービス】 就労継続支援 B 型

サービス費 I 型を算定し、目標工賃達成指導員を常勤換算で1人以上配置していることが条件です。※目標工賃達成指導員は直接支援員に含むことができません。

人員の退職により直接支援員が減少し、サービス費 I 型が算定できなくなると目標工賃達成指導員の算定もできなくなり、目標工賃達成指導員を配置できませんのでご注意ください。

9 目標工賃達成加算(新設) (10 単位/日)

【対象サービス】 就労継続支援 B 型

目標工賃達成指導員配置加算を算定していることが条件です。

以下の両要件をともに満たす場合に加算の対象となります。

○要件1:① \geq ③+(④-⑤)となっている(※④-⑤が0未満の場合は、0として計算)

○要件2:② \geq ①となっている

- ① 工賃向上計画における工賃目標
- ② 目標年度の事業所の平均工賃月額(実績)
- ③ 目標年度の前年度における事業所の平均工賃月額(実績)
- ④ 目標年度の前々年度における全国平均工賃月額
- ⑤ 目標年度の前々々年度における全国平均工賃月額

10 基本報酬の算定に用いる平均工賃月額の算定方法

【対象サービス】 就労継続支援 B 型

【改定前】

平均工賃月額(基本報酬)

= 前年度の工賃支払総額 ÷ 前年度の各月の工賃支払対象者の総数

【改定後】

1人当たりの平均工賃月額(基本報酬)

=前年度の工賃支払総額÷前年度の開所日1日当たりの平均利用者数÷12

改定前の算定方法は、工賃支払対象者数の総数で除すため、多様な利用者にサービスを提供する事業所が不利になっていました。

【改定前での計算例】

前年度工賃支払総額:10万円 利用者5人 開所日:10日

事業所甲:利用者総数5人(A、A、A、A、A)・・・支払対象者:1人になる

事業所乙:利用者総数5人(A、B、C、D、E)・・・支払対象者:5人になる

利用者総数は同じ5人でも、利用者個人(支払対象者)については、甲が1人であるのに対し乙は5人であり、乙は甲より平均工賃月額が少なくなる計算式でした。

甲:平均工賃月額=10万円÷1人=10万円

乙:平均工賃月額=10万円÷5人=2万円

【改定後の計算例】

前年度工賃支払総額:10万円 利用者5人 開所日10日

甲及び乙:1人あたりの平均工賃月額=

10万円÷前年度の開所日1日あたりの平均利用者数(5÷10=0.5人)÷12=16,666円

従って、利用者の「個人の数」ではなく、「平均利用者数」のみを考慮するようになったため、例示のように基本報酬の差を解消が見込まれます。

【開所日数の考え方について】

工賃の支払いが生じる生産活動の実施日とします。レクリエーションや行事等の生産活動をしていない日は開所日として数えませんが、バザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として構いません。

【数値の小数点について】

前年度における開所日1日あたりの平均利用者数の小数点は、小数点第1位までを算出し、小数点第2位以降もあれば小数点第2位を切り上げてください。

例:14.679人⇒14.7人

平均工賃月額の小数点については、円未満を四捨五入してください。

11 一般就労中の就労系福祉サービスの利用について

【対象サービス】 就労移行支援、就労継続支援

障害者総合支援法の改正に伴い、令和6年4月1日より、一般就労中の障害者でも、就労系福祉サービスを一時的に利用できることが法令上位置づけられました。

一般就労中の一時的な就労福祉サービスの利用要件は、下記の3つの類型に分かれます。

- 1) 労働時間が週 10 時間以上 20 時間未満の者⇒(1)を参照 (新設)
- 2) 休職中の者⇒(2)を参照 (要件追加)
- 3) 労働時間が週 10 時間未満かつ非常勤の雇用形態の者⇒(3)を参照 (新設)

(1)労働時間延長支援型(新設)

通常の事業所に雇用された後に、労働時間を延長する目的で、引き続き就労継続支援の利用を希望する場合

① 利用条件

○週 10 時間以上 20 時間未満の労働者で、以下の要件をすべて満たす者

- ・一般就労前から、就労移行・継続支援を利用しており、一般就労後も当該就労事業所において、訓練を必要としていること。
- ・就労先企業から就労系福祉サービスの利用を認められていること。
- ・サービス等利用計画案に a 現状の労働時間(勤務時間)を増やすため、訓練が必要なこと、b 通所に企業が同意していること。の2点が記載されていること。

② 留意事項

- ・一般就労と就労系サービスを同一日に利用することは可能ですが、時間を重複した利用は認められません。

※労働時間延長支援型及び短時間型において、労働時間の確認方法は、雇用契約書の確認やサービス等利用計画案への記載等により確認を行います。

(2)復職支援型(要件追加)

休職中に復職を目指す目的で就労継続支援を希望する場合。

改正前にも復職支援に関する就労系福祉サービスの利用は認められていましたが、利用条件を満たす確認方法について、書類による提出が必要である旨が明記されました。

① 利用条件

- 一般企業に雇用されている障害者で休職からの復職の際に就労に必要な訓練等を必要とし、以下のすべての条件を満たす者
 - ・休職に係る診断をした主治医が就労系福祉サービスを受け、復職することが適当と判断している場合

- ・雇用先企業及び障害者職業センター、地域の医療機関等からの復職支援が見込めない場合
- ・休職中の障害者にとって、就労系福祉サービスを実施することにより、より効果的に復職につなげることが可能であると市町村が判断した場合

② 提出資料(①の要件の確認方法)

・雇用先企業からの資料

雇用先企業による復職支援の実施が困難であり、就労系障害福祉サービス利用による復職支援を受けることが適当とする、雇用先企業からの書類。

※休職予定期間が記載されていること。

・主治医の診断書

主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、就労系福祉サービス利用による復職が適当とする、主治医からの診断書。

・相談支援事業所からの資料

相談支援事業所が障害者職業センターや地域の医療機関での復職支援を受けることが困難であることを確認し、その旨を記載した資料。

計画相談がある場合は、サービス等利用計画案に記載してください。

(3)短時間型(新設)

【就労移行支援の場合】

就労を希望する障害者が概ね 10 時間未満の労働時間で一般就労へ移行した場合であって、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や新たな職種への就職を希望している。

利用条件・支給決定事務

- ・一般就労先の企業が他の事業所に通うことを認めているか。
- ・就労移行支援を受けることにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することができるか否か。
- ・働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。
- ・他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか。

【就労継続支援の場合】

通常の事業所に週 10 時間未満で雇用され、引き続き就労継続支援の利用を希望する場合。

利用条件

- ・概ね週 10 時間未満の労働時間で非常勤のような形態で一般就労している者
- ・雇用先企業が就労系福祉サービスを利用することを認めていること。

※申請時の調査で聞き取りを行います。

留意事項

・一般就労と就労系サービスを同一日に利用することは可能であるが、時間を重複した利用は認められません。

※労働時間延長支援型及び短時間型において、労働時間の確認方法は、雇用契約書の確認やサービス等利用計画案への記載等により確認します。

地域生活支援拠点等の登録

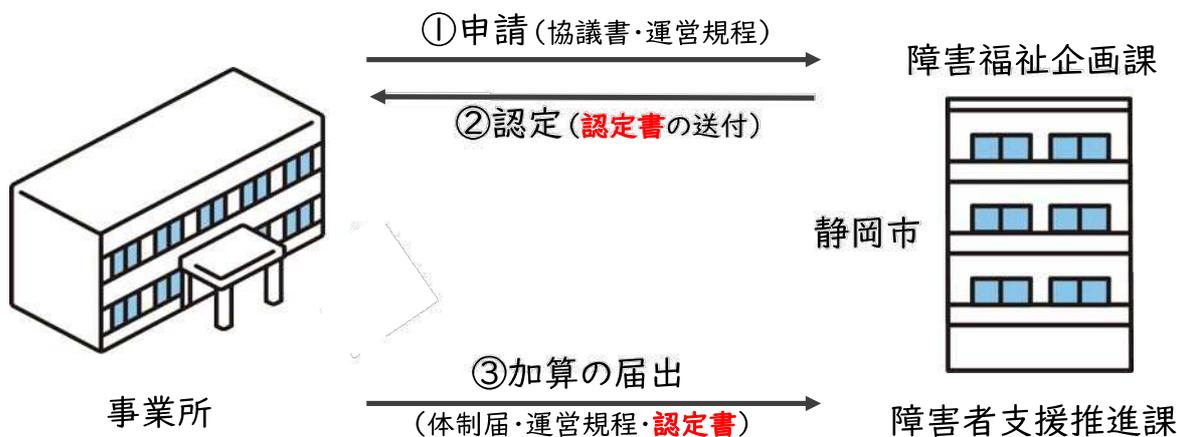
令和6年3月末に国から「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」通知があり、拠点の認定方法が変更になりました。これに伴い静岡市でも「地域生活支援拠点等が担う4つの機能」のうちいずれかを満たす事業所を地域生活支援拠点等として登録開始しました。



地域生活支援拠点等とは

障害福祉サービス事業者等の関係機関が相互に連携して障がいのある方に対する支援を実施することを目的とした体制です。次の4つの機能を地域の実情に応じて整備することとされています。①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成等

認定と加算の流れ



申請に関するQ&Aや静岡市の取組みは裏面へ！

①の協議書は右記二次元コード内に掲載しています。



(静岡市HP)

<お問合せ先>

■拠点の認定について

障害福祉企画課

TEL 054-221-1198

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 新館15階

■加算について

障害者支援推進課

TEL 054-221-1098

Q&A

- Q.1 「地域生活支援拠点等が担う4つの機能」全てを満たさないと、地域生活支援拠点等として登録できない？
- A.1 4つの機能のうち、1つでも担う機能があれば登録可能です。
※担う機能を運営規程に明記してください。
- Q.2 事業所番号の異なる複数のサービスの登録を行う場合、協議書は複数枚必要？
- A.2 事業所番号ごとに1枚の協議書が必要です。
- Q.3 協議書に「常時の連絡体制」や「常時の緊急受入体制」とありますが、常時の基準は？
- A.3 24時間を想定しています。
- Q.4 協議書の「整備状況及び整備促進の課題」や「支援を行う際の連携方法」は何を書く？
- A.4 担う機能を整備するために行っている取組みや課題を具体的にご記入ください。
- Q.5 加算の届け出はいつまでにすればいいの？
- A.5 各月15日までに障害者支援推進課に申請していただければ、翌月から適用されます。

静岡市の取組み（まいむ・まいむ）

複数の拠点関係機関が分担して地域生活支援拠点等の機能を担う面的な体制（通称：まいむ・まいむ）の整備を行っています。地域に配置した相談調整コーディネーターとサービス調整コーディネーターが、各関係機関と協力しながら、障がいのある方が地域で安心して生活することができる体制のネットワークづくりに取り組んでいます。

●取組み（一部抜粋）

- ・相談支援事業所のない地域での相談会の開催
- ・短期入所空床情報共有ツールの運用
- ・サービス事業所連絡会の立ち上げ、出席
- ・専門的人材養成のための各種研修の実施

＼是非、ご協力ください！／

